

## 平成28年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年12月13日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 今井 英昭  | 2番 森澤 文王  | 3番 今井 清   |
| 4番 村田 桂子  | 5番 両角 正芳  | 6番 村松 浩喜  |
| 7番 榎本 真弓  | 8番 森本 信明  | 9番 西藤 努   |
| 10番 滝沢寿美雄 | 11番 田中 三江 | 12番 土屋 春江 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                |            |               |
|----------------|------------|---------------|
| 町長 米村匡人        | 副町長 山浦智城   | 教育長 宮坂 晃      |
| 総務課長 長坂徳三      | 企画課長 遠山一郎  | 町民課長 斉藤明美     |
| 建設課長 片桐栄一      | 農林課長 今井一行  | 観光事業推進室長 阿部文秀 |
| 観光商工課長 市川清美    | 会計管理者 小平春幸 | 教育次長 市川正彦     |
| たてしな保育園園長 中谷秀美 | 庶務係長 竹重和明  |               |

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |          |
|-------------|----------|
| 議会事務局長 青井義和 | 書記 伊藤百合子 |
|-------------|----------|

散会 午後3時34分

(午後 1 時 30 分 開議)

議長（土屋春江君） 皆さんこんにちは。議員、理事者、関係課長各位には12日間の本定例会の会期中、大変お疲れさまでした。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議、よろしく願いいたします。

これから、本日12月13日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影、信濃毎日新聞社取材も許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第82号～日程第5 議案第86号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第5 議案第86号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの5件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

総務経済常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件は審査経過の中で申し述べます。

本委員会は、12月2日に付託された標記案件を審査するため、平成28年12月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第83号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第6号）について。

歳入全款、歳出のうち2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、5款農林水産業費、6款商工費、11款公債費、12款予備費。

歳入について、14款土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金では小学校線改良工事の交付金額確定に伴う補正との説明を受けました。

17款寄附金では、ふるさと寄附金の実績見込みによる減額補正との説明を受けました。

歳出について、2款総務費のうち一般管理経費では、臨時職員の人数、単価の増額による共済費の補正、企画費の移住・定住推進経費では、移住定住促進事業新築住宅

補助金の実績及び見込みに伴う増額、ふるさと寄附金事業費では、本年度から新たに取り組んだ産業振興を目的とした返礼品を米とする寄附金の実績見込みに伴う記念品代の減額、コミュニティ費施設管理運営費の権現の湯事業経費では、設備機器の部品交換等に伴う修繕の増額補正との説明を受けました。

5款農林水産業費のうち農業振興費では、それぞれの事業の受益者、受益面積などの詳細な説明を受けました。

6款商工費では、蓼科ふれあい牧場で賃貸借している小動物のうち羊1頭が斃死した補償料であると説明を受けました。

12款予備費では、補正予算に伴う財源調整との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第86号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算(第3号)について。

白樺高原国際スキー場50周年、しらかば2 in 1 スキー場40周年記念イベント開催経費の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3 審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

**議長(土屋春江君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ (なし) の声あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番(森本信明君)** 8番、森本です。

立科町議会社会文教建設常任委員会の報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本常任委員会は12月5日に付託された標記案件について、12月8日常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

(1) 議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアの多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができるように改正するものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第83号 平成28年立科町一般会計補正予算(第6号)について。

歳出のうち2款総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費。

3 款民生費について、社会福祉費では、障害者支援事業経費で平成27年度実績に伴う国庫負担金の精算還付金及び臨時給付金給付事業で経済対策分として支給される給付金のシステム改修費の増額補正が主なものであると説明を受けました。高齢者福祉費では、高齢者共同住宅あんしんの水道配管工事にかかわる工事費及び水道加入負担金の増額補正であるとの説明を受けました。児童福祉費では、保育所運営検討委員会増員による委員報酬の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

4 款衛生費について、保健衛生費では、扶助費について未熟児養育医療給付費の増額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

7 款土木費について、社会資本整備総合交付金道路整備事業の工事請負費について、交付金の額の確定による町道小学校線工事請負費の減額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

9 款教育費について、教育総務費の事務局費では蓼科高校海外派遣事業中止に伴う蓼科高校育成会補助金の減額、小学校費、中学校費では、理科教育設備費等補助金の追加募集に伴う理科備品の購入、社会教育費では文化財松波木アカマツ育苗地の整地にかかわる委託料と機械借り上げ料との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第84号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金について、国保連合会の算定誤りによる増額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第85号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)について。  
原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

**議長(土屋春江君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ (なし) の声あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** おはようございます。

それでは、議案82号、(発言の声あり)失礼しました、こんにちは。改めまして。

それでは、議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

この条例は、印鑑証明や住民票発行の事務を従来の役場の窓口のほか、コンビニで

も交付が受けられるようにするために条例を改正するものです。

最大のメリットは、窓口の拡大ということです。個人の特典、認証を個人番号が付されているマイナンバーカードを使うことにより、契約された全国どこのコンビニでも、また土日休日に、また時間も拡大されるということです。

私の反対の理由を4つの観点で申し上げます。

まず第1に、このマイナンバーカード個人番号制度が政府による国民管理統制に道を開く危険性が増すことにあります。私たちはそれぞれ名前を持っています。日本中の国民一人一人が番号を振られ、番号で管理されることに抵抗があります。個人番号が税や国民保険、介護保険などの行政情報のほか、各職場においても全て番号を付すことが求められます。銀行などの預貯金や図書カードにはまだリンクされてはいませんが、やがて金融資産などに広げ及べば、まさに個人の生活丸裸で国に把握されることとなります。個人の資産、思想、信条の把握など、基本的人権にかかわる情報が全て国に把握されることになる危険性があることから、このマイナンバー制度そのものに反対をしています。

そして第2に、カードの盗難、悪用による重大な成り済しなどの犯罪が誘発されるということです。韓国や米国など既に実施されている国では、こうした犯罪が横行しているということです。特にコンビニ交付により手軽にできることになることは、こうした危険性を増すこととなります。特に住民票や印鑑登録などは財産の取得や処分にかかわる重大な事務であるだけに、簡便にすることがよいかどうかは疑問であります。そもそも住民票や印鑑登録などは急いで取得しなければならない事態はそうは考えられません。時間的に余裕のある場合が多いのだと思います。役場のあいているときだけでもそんなに不便があったでしょうか。

そして第3に、多額の税が使われるということです。共同利用型のシステム構築に約2,000万円を超えの税金が使われます。それほど利用頻度の高くない住民票や印鑑登録事務をコンビニで交付することに税を使うよりも、高校生などの通学費補助や給食費の無料化など子供たちの教育充実に使うほうがはるかに喜ばれる税の使い方ではないでしょうか。

そして第4に、このシステムは個人番号カードの取得を前提にしていますが、11月末現在、個人番号カードの取得率はまだ人口の8%であります。その危険性や取得の必要性の疑いから、取得は進んでいません。わずかな普及のしかも費用対効果の薄いコンビニ交付事業は、急いで実施しなければならないという必要性は感じません。

以上、メリットよりもデメリットが多いこと、危険性や負担が多いことを指摘して、反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。5番、両角正芳君。

**5番（両角正芳君）** 5番、両角正芳です。

本定例会に上程された議案第82号から86号までの条例改正、補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

主な賛成案件について所感を申し上げますと、立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は個人番号カード交付を受けた者が利用できる共同利用型のコンビニ交付サービス事業を平成29年1月10日より開始するために必要となる条例改正であり、賛成する。なお、町民の利便性向上と将来的な役場窓口業務の効率化等がメリットとなる個人番号カードのさらなる普及促進を願う。

一般会計補正予算の歳出では、町有地内の地上物件解体に伴うアスベスト除去工事の計上、全額県費による中山間地所得向上支援や担い手確保、経営強化支援事業費の計上など、景観や環境の保全及び農業振興に係る必要事業経費の補正であり、賛成する。

また、平成28年度の重点施策である定住移住促進に係る新築住宅補助金事業は、当初の予想を上回る状況から増額補正するものであり、賛成する。

米の価格安定に寄与する施策として予算化されたふるさと寄附金事業は、他の自治体などでも同様の取り組みがあったことが影響したのか、期待どおりの結果が得られず減額補正となったが、寄付者等が立科米はおいしいと評価してくだされれば、今後、立科米のファンが増え、稲作農家支援にもつながると考える。

その他、障害者福祉支援関係及び国県費及び町費負担による未熟児養育医療給付費の増額については、福祉事業のさらなる充実が図られる補正と捉え、賛成するものである。

特別会計補正予算の中では、索道事業会計において白樺高原国際スキー場50周年、2 in 1 スキー場40周年を記念したイベント経費分の40万円が予算計上されている。やや寂しい予算額ではありますが、誘客宣伝につながることを期待し、賛成する。

なお、今回のような記念イベントは、スキーシーズン直前ではなく、年次計画時に企画立案されることを期待し、賛成討論といたします。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかに賛成討論はありますか。3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 3番、今井 清です。

平成28年第4回立科町議会定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで自動交付するための条例改正であり、全国どこのコンビニでも24時間証明書の発行を受けられるようになり、利用者の利便性を図ることから賛成するものです。

議案第83号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第6号）については、高齢者共同住宅あんしんの水道配管工事55万3,000円について、水道凍結対策で緊急を有するものであり認め、母子保健事業の未熟児養育医療給付100万円は対象となる未熟児の健やかな成長を願うものです。また、小中学校の教育振興経費では、教材の備品購入費について、天体望遠鏡、生物顕微鏡など、児童生徒の学力向上に必要な設備であります。文化財保護経費では、笠取峠の松並木のアカマツの育苗のための経費であり、立科町の貴重な文化財である笠取峠松並木を後世に残すため必要な施策であると考えられます。

以上、私の賛成討論といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに賛成討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第82号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2 議案第83号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第83号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第84号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第84号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第85号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第85号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第86号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第86号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので、議員、理事者、関係課長は第1委員会室にお集まりください。

再開は、午後2時45分からです。

（午後1時58分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

◎日程第6 議案第87号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第87号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
平成28年12月13日提出。

この条例は、平成28年度長野県人事委員会勧告に基づき改正された県の条例に準じて関連する4つの条例をあわせて改正するものであります。



概要は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、これ1ページになりますけれども、一般職の給料表を改定し、1.3%から0.3%の引き上げを平成28年4月1日から適用し、勤勉手当の年間支給月数を0.1カ月引き上げ、年間1.7カ月に改定し、再任用職員の期末手当を年間支給月数を0.05カ月引き上げ、年間0.8から1.0月とし、平成28年12月1日から適用します。

加えて、平成28年12月期に増額した分を次年度から6月期と12月期に2分の1の配分をあわせて行う改定でございます。

特別職の職員で、常勤の者の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正では、期末手当の年間支給月数を0.1カ月引き上げ、年間3.25カ月とし、平成28年12月1日から適用します。

加えて、平成28年12月期に増額した分を次年度から6月期と12月期に2分の1ずつ配分する改正をあわせて行います。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

100分の80を100分の90にの改正は一般職の勤勉手当の改正でございます。

100分の100を100分の110、これは特定幹部の勤勉手当の改正でございます。

100分の37.5を100分の42.5は、再任用職員の勤勉手当の改正でございます。

100分の47.5を100分の52.5は、再任用幹部職員の勤勉手当の改正でございます。

附則第13号中、以降の改定は給料の特例についての改正で、対象は課長となります。

別表第1は、給料表の改定となります。

9ページをお願いいたします。

第2条では、平成29年度以降についての改定であり、平成28年12月期にアップした分について、6月期と12月期に2分の1ずつ配分するための改正となります。

附則として、第1項で交付の日から施行する。ただし第2条並びに附則第6項、第8項及び第10項の規定は平成29年4月1日からの施行として、第2項により別表第1給料表の改定は平成28年4月1日から適用し、一般職、特別職、任期付職員、議会議員等の期末手当、または勤勉手当の改正は平成28年12月1日からの適用と定めております。

第4項では、給料の内払いとみなす規定であり、第5項、第6項は特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の改正であり、第5項は平成28年12月1日改正分を、第6項は平成29年4月1日からの改正分を定めております。

第7項、第8項は立科町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正でございます。第7項では平成28年12月1日からの改正を、第8項で平成29年4月1日からの改正を定めてございます。

第9項、第10項は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。第9項で28年12月支給分の改正を定め、第10項は平成29年4月1日からの改

正を定めてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長（土屋春江君）** これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 職員の給与に関する条例の一部改正については、全員協議会でその概要については報告を受けましたけれども、しかしこのような詳細な条例の変更については、今日先ほど、上程をされ目にしたところであります。なぜこのように条例の改正という重大な内容を、今日の今日配られ、今日即決という形にしなければならなかったのか、その事務手続についてお伺いしたいと思います。

まずその1点です。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** これにつきましては、県の条例に準じて改正を行ったということでございます。県議会がこの9日の日に条例を定めました。それに準じるということで、県会の採決を待って提案をさせていただいたという、そういうことでございます。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかに質疑はありますか。4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 人事院勧告というのは、全国の自治体に適用される公務員の給与にかかわることだと思っておりますが、どうしてもその県の人事院勧告を受けなければできないことなのかどうか、それをこれから毎年繰り返されることだと思っておりますが、今日の今日で十分な議論もなしに決めるってということが大変こう厳しいかなと思ってるんですけども、そこら辺は予想はされることではないわけでしょうか。公務員は特にストライキ権がありませんので、人事院勧告に準ずるということがずっと従来行われてきたことですけども、だとすればその勧告の内容というのは早めに示され、わかってることだというふうに思います。国の人事院勧告がいつごろ行われるか、それを受けて、町独自として条例案の準備ができないのかどうか、決まった段階で上程することになればいいのかなとも思うんですけども、とりあえずその準備もでき、また上程もできるのではないかと思うんですけども、そこの手続上の問題についてお伺いします。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

これまで立科町の場合は、従前も県の条例を改正を待って、提案をさせていただいたというそういう経過がございます。ただいま、そういうご指摘をいただきましたので、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかにございますか。4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** それでは、最後に本題に移りたいと思っておりますけれども、この条例により各

一般職、幹部職員、また再任用、議員ということなのですが、これについての不利益は出ておらないでしょうか。

また、組合との調整はどうなってるでしょうか。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

今回の人勧の勧告につきましては、給料表、うちのほうでは1.3%から0.3%の引き上げがあったということで、あと勤勉手当が0.1カ月引き上げになってる、年間で0.1カ月引き上げになってるということでございますので、不利益になる職員はいないと考えてます。

**議長（土屋春江君）** ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第87号 一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第88号～日程第11 議案第92号

**議長（土屋春江君）** 日程第7 議案第88号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第11 議案第92号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第88号から議案第92号までは、ただいま議決をいただきました一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき職員給与の補正でございますので、一括提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

議案第88号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第7号）。平成28年度立科町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正予算は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の

補正となっております。歳入の補正はなく歳出のみの補正であり、不足する513万1,000円は予備費で調整し、予算の総額の金額に変更はございません。

続きまして、議案第89号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,654万4,000円とする。

2ページをごらんください。

補正の内容は、職員給の補正、その補正に伴う国・県の交付金及び一般会計からの繰入金について、それぞれ補正をいたします。歳入歳出の差額は1万5,000円、これは予備費で調整をいたします。

以上でございます。

続きまして、議案第90号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容は、職員給与の増額補正によるもので、予備費で調整をいたしました。

2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の補正はございません。歳出についても予備費での補正ということで、金額の補正はございません。

続きまして、議案第91号をお願いいたします。

議案第91号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）。

補正の内容は、職員給与の増額補正によるものであります。予備費で調整をしてございます。

続きまして、議案第92号をお願いいたします。

議案第92号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

これも同じく、補正の内容は職員給与の補正によるもので、予備費で調整をしてございます。

以上、議案第88号から議案第92号まで一括ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第92号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでを一括採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第88号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第92号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第93号

**議長（土屋春江君）** 日程第12 議案第93号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第93号 財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産。平成28年度立科町地域情報通信機器。
- 2、取得の方法。随意契約。
- 3、取得の金額。1,285万2,000円。
- 4、契約の相手方。長野市吉田1丁目8番15号、株式会社シーテック長野支社、執行役員長野支社長山本利明。

平成28年12月13日提出でございます。

本件につきましては、蓼科地区、中尾地区への音声告知放送及びインターネット用の情報通信機器のハードウェアサポートが終了することに伴い更新するため、議会の議決をお願いするものでございます。

平成21年度に整備した事業の請負業者で、機器及び業務に精通しており、システムに適合し、安価に整備できる見込みのため、株式会社シーテック長野支社と随意契約により契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、700万円以上の動産の買い入れとなり、議会の議決が必要であることからご提案申し上げます。

以上、説明いたしました。よろしくご審議の上、お認めいただきたくお願いいたします。

**議長（土屋春江君）** 本案について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

このシステムの更新だと思われませんが、今まで何年ぐらいお使いになって、今回更新に当たってこれから何年ぐらい使える予定か、その辺お願いします。

議長（土屋春江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 21年度繰り越し事業ということですので、7年ほど経過をしてるかと思えます。

今後については、同年数程度になろうかと思えます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この契約は随意契約ということでした。これまでお任せしていたところに引き続きということだと思えますが、安価に取得できるというのが今、総務課長さんのご説明だったんですが、安価かどうかはどうやって判断したのでしょうか。ほかと比べる何か見積もりをとるとか、同じようなシステムやっているとところからの事情聴取をしたとか、そこら辺をお聞かせください。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 予算ではこの倍近くの予算を計上させていただいてるかと思うんですが、この業者さんの中でシステムに非常に精通をされてるということで安価な提案があったということで、その業者さんと随意契約を結んでいきたいというそういうことでございます。

議長（土屋春江君） ほかに。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今のは説明になってないんですけど。予算では倍近く盛ってあって、この金額で安価にできるからって、その安価って、安くできるんだよってというふうに判断されるその材料というか、それを同規模のシステムと比べてとか、何かそういう比較検討されて安価だというふうに判断されたのかっていうことを聞いているので、そう判断した根拠です。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 濟いません。当初予算は今と全く同じシステムの機械をそのまま入れかえればどうなのかということで予算計上しました。それにつきまして、そういうシステムじゃなくて、こういうもっと安いシステムでできるんだよというそういう提案があって、それは内容をよく承知してる業者さんからの提案ということで、そういうシステム構築にしたというそういうことであります。それで安価だというふうに考えてます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 6番。今年度当初予算で該当する機器に見込まれていた予算額というのは幾らになるでしょうか。

議長（土屋春江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 当初予算の関係ですけど、機器更新については3,102万9,000円で予算計上してございます。そのうち本件に関する部分については、1,385万7,000円ほどを見込んでおりました。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

このような通信機器の契約更新に当たっては、やはり随意契約というのが妥当になってくるのでしょうか。そのあたりを伺います。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） システムの使われてる機械等をそのまま更新するだけであればいいんでしょうけれども、そのシステムとほかのシステムの連携、また新しい機械が出てきているということで、どんどん、やる仕事は同じなんですけれども、機械が全く同じじゃなくて違う機械になってくるということですので、どうしてもその内容を承知している業者さんが安くできるというそういうことになろうかというふうに思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今の答弁ですと、それが随意契約という契約になるのが妥当かどうかというのはちょっと答弁になってないように思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） やはりこれまでのメンテナンス、またシステムの管理等、よく承知している業者さんでないと、これインターネット等も使う機器でございますので、ちょっと不具合が発生すると全域つながらなくなってしまうということで、責任分野がどこの人になるのかというようなこともわかってこないというようなこともございます。ですので今回については、当時仕事をやったシーテックのほうへ随意契約をしていきたいという、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第93号 財産の取得については、原案のと

おり可決されました。

◎日程第13 報告第6号

**議長（土屋春江君）** 日程第13 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。長坂  
総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 報告第6号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月13日提出でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償の決定について2件の専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告申し上げるものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

内容でございますが、1つ目としまして、損害賠償の額が3万6,520円、損害賠償の相手方、ごらんのとおりでございます。

3事故の概要ですが、平成28年9月24日午前9時10分、町道白樺湖大門峠線を立科町側から茅野市方面に向かって走行中、道路の陥没部分にタイヤが落ちバーストし、左前輪のホイールが損傷した物損事故でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

損害賠償の額、6万円となります。

損害賠償の相手方、佐久市のごらんのとおりの会社でございます。

事件の概要でございますが、平成28年4月28日より賃借していた羊1頭が10月26日朝、餌場近くで倒れているところを発見し、斃死を確認した。

賠償の額は、契約に基づくものでございます。

報告については、以上でございます。

**議長（土屋春江君）** お諮りします。

ただいま米村町長より議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第94号

**議長（土屋春江君）** 追加日程第1 議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** まず、議案の提案理由ご説明の前に、この場をおかりし、議会及び町民皆様に平成24年から27年の土地の異動処理に不適切な事務処理があり、164名の皆様の固定資産税額に誤りがあることが調査により判明をいたしました。このことは、町政への信頼を大きく揺るがす大変な不祥事と強く受けとめております。納税をいただいている皆様、町民の皆様、また関係機関の皆様にご迷惑をおかけしましたことについて、深くおわびを申し上げます。

課税額が変更となる皆様には、これから丁寧な説明を申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。また、失った町政への信頼回復に向け、理事者、職員一丸となり努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第94号 立科町長等の給与の削減に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産税の課税について、この課税誤りに係る監督責任を重く受けとめ、町長、副町長の給与を減額する条例を提案いたします。

詳細については、総務課長より説明をいたします。

**議長（土屋春江君）** 議長としての訂正をお願いいたします。

今、読み方に立科町長等と私読みました。立科町町長等ということですので、よろしくお願いをいたします。

総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について。

立科町町長等の給料の減額に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月13日提出でございます。

1 ページをお願いしたいと思います。

立科町長等の給料の減額に関する条例の内容につきましては、平成29年1月から3月までの3カ月間、町長及び副町長の給料月額について、100分の10を減額するための条例制定でございます。

附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行し、3月31日限りで効力を失います。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**議長（土屋春江君）** 本案について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 今日は本会議でもあり、また固定カメラからも撮影されております。なぜそういうことになったのかについての原因とそれをどうするのかについても、きちっとお話をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、最大どのくらいの被害というか、追徴になる方、また還付になる方、それについてもちゃんと明らかにしたほうがいいと思いますので、求めます。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長、町長、どなたが答弁されますか。よろしいですか。長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 総額でございますけれども、固定資産税につきましては、土地の異動があったときにそれぞれ処理をかけていかなければならないということで、その処理に漏れがあったということです。年度につきましては、先ほど町長から話がありましたとおり、平成24年から平成27年度にそれぞれの異動について、処理の誤りが判明したというふうなことでございます。課税年度からいたしますと、その処理のあった次年度に課税がかかってきますので、課税年度でいきますと平成25年度から平成28年度までという、こういうことになります。

対象者につきましては、164名の方でございます。課税に係ってくる増額がされる方、これが116名、111万2,700円、還付する方48人で148万4,000円となっております。

最大と最小の方については、ちょっと濟いません、資料を今、探していますのでお待ちいただければと思います。

**議長（土屋春江君）** 山浦副長、わかりますか。山浦副長、答弁お願いいたします。

**副町長（山浦智城君）** お答えします。

課税するもののうちの最高の金額であります、税額で10万300円であります。

また、還付のほうの最大の金額でございますが、44万6,300円ということでございます。

以上です。（（再発防止は）の声あり）

今後の対応ということになろうかと思えます。こちらについては、本当に今回の課税誤りということで、大変なご迷惑をおかけしました。納税者の皆様には個別訪問等する中で、謝罪と説明を行わさせていただきたいと考えております。その中で速やかに税額の更正及び還付の手続を行ってまいりたいと考えております。

再発防止に向けてでありますけれども、こちらについては、それぞれ固定資産税につきましては、土地の担当ですとか、家屋の担当ということでそれぞれの分野に分かれて業務を行っていただいておりますけれども、関連するところもございまして、土地担当と家屋担当によるダブルチェック体制の構築ですとか、定期的な内部での検証作業の実施、また業務的に当然スケジュール等、課税に向けてのスケジュール等も

ございますので、そういったスケジュールの管理、あと当然、基本ともなりますけれども関係法令等の確認、徹底、当然その認識についてしっかりと学んでいただく、またあと職員の意識改革などに努めてまいるということで、そんな中で事務処理体制を強化していけたらと考えております。当然、職員の知識、技術の向上研さんということで、それぞれ研修等にも努めていただきながら、再発防止に万全を期していきたいと考えております。

以上であります。

**議長（土屋春江君）** ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 3番、今井です。

この土地と建物等の法務局の異動データの処理に誤りがあったというようなお話だと思うんですが、今、こういった異動データを自動的に変換するようなソフトも発売されてると思いますが、このような誤りがないような方策について、今後そういった自動変換処理のようなことを考えてらっしゃるか、お伺いしたいです。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

課税につきましては、異動処理もいろいろあるんですが、地目が変更になったとか、その区画がどういう区画になったとかという、そういうことをやはり現地へ足を運んで確認するというのが一番重要なことだと思っておりますので、その部分が怠ったということが今回の誤りにもつながってるということでございますので、その辺は徹底していきたいと思っております。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 現地確認が随時行わなければいけないと思うんですが、これについては定期的に毎月現地確認をする必要があるかと思いますが、今後このようなことの対策についてはどんなふうに考えてますでしょうか。

**議長（土屋春江君）** 山浦副町長。

**副町長（山浦智城君）** 固定資産税、土地、今回土地ですが、家屋もあるわけですが、当然それは机上にいるだけでは確認というものはできないものは皆さんご承知のことだと思います。ですから当然、これ今までも定期的に担当とすれば現場に足を運んで家屋の確認ですとか、土地の異動の確認ですとかというものを適切にされてたかとは思いますが、ただ、時にはちょっとほかの業務の関係でそういったものがしっかりできていなかったというような時期もあった、それが今回この24、27の中で生じていたのかなと私はちょっと感じております。ですからこういったことを教訓にということではありませんけれども、また原点に立ち返って、固定資産税に関しましては、しっかりと現地を確認した中で関係資料もあわせて確認をして、しっかりと課税に努めていきたいと考えております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 現地の確認、人数的な関係のこともあるかと思うんですが、市や何かによって定期的に空中撮影をして、建物・土地の現地状況を把握するような政策をとってるところもあるんですが、今後そのようなことは検討される予定はあるんでしょうか。

議長（土屋春江君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） 空中写真というんですかね、そういったものについては、28年度に最新のものにはしております。こういったものについても、定期的に撮影を行えるようにはとは考えております。ただやはり空中写真だけではしっかりとした確認はできないと私自身は感じておりますし、当然、その異動のあったものに関してはそれぞれ現場に足を運んでしっかりと確認していくということが非常に大切なことだと感じております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第94号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 発委第9号

議長（土屋春江君） 日程第14 発委第9号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成28年第4回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでございました。

(午後3時35分 閉会)